

# IFRS導入が 金融機関に 与える影響

Dialogue

経済のグローバル化の進展とともに、会計基準の国際的統一が進められている。国際財務報告基準 (IFRS) は、現在100ヶ国以上で採用済み、もしくは収斂・適用に向けた取り組みが行われている会計基準である。日本においても、2009年2月に金融庁がIFRS導入に向けたロードマップを公表し、2015年には上場企業にIFRSに基づく財務諸表作成が求められる見通しとなっている。IFRS導入は金融機関にどのような影響をもたらすであろうか。公認会計士の永野氏と上野氏に語っていただいた。

## 金融危機により会計基準見直しがスピードアップ

**小粥:** 今回の金融危機をきっかけに、金融機関はあらためて金融商品の時価評価<sup>1)</sup>とか時価会計について見直しを図らなければならない流れになっています。同時に、日本独自の会計基準から国際会計基準 (IFRS) の導入に向けて作業が進められています。それが金融機関の経営にどのような影響が出てくるのかということをお聞きしたいと思っています。

新日本有限責任監査法人  
パートナー  
公認会計士

上野  
佐和子氏



特別企画

金融IT鼎談

また、国際会計基準も含め、いわゆるグローバルにビジネスを展開する上での基準作りに、日本はどのように参画していくべきかについて、まさに国際的な会計事務所の中で活躍されている先生方に、その辺りの問題意識をお聞かせいただけたらと思います。

**上野:** 金融危機を契機に、政治的な動きの中で会計基準の見直しが急ピッチに進んでいます。

IFRSの設定主体である国際会計基準審議会 (IASB) は、今年4月に行われたロンドンサミットの提言を受けて、金融商品の分類や測定、減損、ヘッ

と受け止めればいいのでしょうか。見直しは一定の期間ごとに行われるようなものなのでしょうか。

**上野**：こういった見直しは、数年に1回あるかというものではなく、1度きりというレベルのものと考えます。

**永野**：金融危機がなければ、ここまでのスピードで会計基準が変わっていくこと自体、考えられなかったという気がします。

**小粥**：すなわち、金融危機対応という形で、見直しが進められているということですね。

金融危機だから、という意味合いで、時価会計に対して少し緩和しようとか、やりすぎないようにしようといった論調が新聞等に見受けられましたが、実際はどのような方向に進んでいるのでしょうか。

**上野**：金融危機によって、厳しい会計基準を緩和したらどうかというような議論があったのは確かです。

特に、急速な緩和に関する議論は米国会計基準において典型的に見られました。しかし、報告企業だけではなく、財務諸表の利用者サイドの意向もあります。米国会計基準で幾つかの時価会計の定義を明確化するような細則が出されましたが、いずれも、定義を変更するものではありません。例えば、いわゆる出口価格を測定する上において、何に留意をしなければいけないか、特に流動性が低下した市場においてどう測定すべきかについて、一種ベストプラクティスを案内するようなガイドラインが示されました。

**小粥**：今まで曖昧<sup>あいまい</sup>だったものを明確にする動きはあるけれども、時価会計に向けた動きをある意味で緩和する動きではない、ということですね。

**上野**：今まで非常に硬直的だった規制の適用を実態に沿った形に導いているといえます。

例えば、成立した取引価格が時価を表象するようなものでない、投げ売りに近いものであった場合には、そのまま使うということはむしろ財務報告の質を悪くする、ということにもなります。そういった市場の状況をどう見極めていくべきかについてのガイドラインが提供された、ということです。

**永野**：さらに、「時価会計の緩和」と一般的には言わ

## 永野隆一氏

新日本有限責任監査法人  
パートナー 公認会計士

## 小粥泰樹

株式会社野村総合研究所  
金融ITイノベーション  
ソリューション研究部長

ジ会計について、今年中に見直しを行う予定です。また、金融安定化フォーラムの提言に沿い、証券化に大きな影響を及ぼす特別目的事業体(SPE)の連結基準、SPEに資産を譲渡する際の認識の中止についても見直しを進めています。更に、企業のファイナンス手法に大きな影響を及ぼす資本と負債の区分についても、見直しが行われる可能性があります。

**小粥**：今、ご説明いただいたものだけでも、時価会計に対して色々な基準の見直しが行われています。これらは、どのくらい大きなインパクトのあるもの



**永野 隆一**（ながの りゅういち）

1994年太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所。1998年より1年間Ernst & Youngシカゴ事務所に駐在、以後、大手上場金融機関、外資系金融機関を中心として会計監査・アドバイザー業務に従事。現在、Ernst & Youngの国際会計基準の金融商品ワーキング・グループの日本エリアのリーダー。前日本公認会計士協会国際委員会副委員長、現日本公認会計士協会IASB専門委員会。

れていますが、時価なのか償却原価なのかを多少明確にしていこうという動きがある、ということです。

国際会計基準審議会が7月に公表した金融商品に関する会計基準の改正案では、「金融商品の分類区分を、償却原価にて測定するものか、全面時価にて測定するものか、の2つにしましょう」といった方向が示されています。今までですと、その他にも、ある金融商品についても、組み込まれたデリバティブ部分を区分処理するか、全体として評価するかを判定しなければならないという側面もありました。それを、金融資産全体を時価評価するか、もしくは全体を償却原価でやるかといった2つに絞る方向の案が示されました。

**小粥**：非常にシンプルにしたということですね。

**永野**：また、株式に関する会計基準については、全部時価評価しなければいけないという提案に加え、公正価値の変動を全部P/Lのみに反映するか、もしくはその他の包括利益といわれる科目のみで処理をするのかといった提案も別途出てきております。いずれにしても日本以外の国も含めて、今までP/Lをベースに経営管理を行っていた国では、非常に影響

がある話ではないかと思えます。

この他にも組み込みデリバティブの区分処理がなくなると、そういった商品を提供している証券会社などが影響を受けることは容易に想像できますし、購入側の銀行もかなり影響を受けると思えます。区分処理されることを前提に、区分処理されたデリバティブだけをヘッジしようと思っていたものが、全体時価評価になってしまうと、今までのヘッジ自体が変わってくる可能性がありますから。

**小粥**：今後の議論の行方次第で、ビジネス自体に大きく影響してきますね。銀行が有価証券ポートフォリオを保有している意義などを含めて、あらためて問い直される可能性があるのではないかと思います。

**上野**：その辺りが金融関係者にとって、ホットなトピックになっているのではないかと思います。

従来の会計基準では、売買目的かそれ以外かという区別があったわけですが、先ほど述べた国際会計基準審議会による7月の改正案は、単純な貸付金に見られる特徴を有しかつ契約上の利回りに基づいて管理されている金融商品を償却原価で、それ以外を時価評価するという提案をしています。この契約上の利回りに基づく管理というのが、売買目的以外の金融商品すべてを対象にするものなのかどうかがいま一つはっきりしておりません。

その他にも、金融機関のビジネスに大きな影響を与える会計基準の見直しとしては連結があります。金融安定化フォーラムの提言に基づいて、国際会計基準審議会は昨年12月に連結に関する公開草案を公表し、今年の3月までコメントを募集しておりました。

**永野**：米国会計基準では、適格SPEは連結から除外することができるようになっていきますし、日本の会計基準においても類似の取扱いで連結していないSPEがあります。しかし、IFRSには、適格SPEといった概念がそもそも存在しません。そうすると今までオフバランスしていたものが、また財務諸表に戻されてしまうといった問題があり、その辺りのインパクトは大きいのではないかと思います。

金融危機による影響で、今までオフバランスにし

ていた取引に対して、金融機関本体として追加的に損失を負担しないといけないような部分が出てくるという状況がありました。その教訓として連結範囲を拡大しないといけない方向に会計制度が向かっているということは確かだと思います。

**上野：**これ以外にも、資本市場からの中短期の調達については、日本の会計基準とIFRSでは資本と負債の区分ルールが異なりますので、負債比率などIR指標にも影響があると考えられます。また、レポ取引でも、IASBによる「認識の中止」に関する公開草案におきまして、市場で容易に入手できる資産は、資金取引ではなく売却取引としての処理が求められる可能性があるなど、金融機関のビジネスに直接的な影響を与える事項は多々あります。

### 国際競争力向上には、基準作りから積極的に関与することが重要

**小粥：**日本の金融機関にとって、政策保有株の問題は大きいと思います。特にメガバンクなどは、大量に保有しています。リスク面では、政策保有株を保有することで自己資本比率の低下をもたらします。そういったリスクに見合うだけのリターンがあるのかという観点からすると、だんだん正当化できない要素のほうが強くなってきている感じもします。

銀行の政策保有株は、グローバルなビジネスとは異なる面を象徴しているような、非常に特徴的な慣行だと感じています。ここにもし、会計基準の変更が影響を及ぼすとなると、個々の銀行の「ビジネスモデルをちょっと変えましょう」という話を越えて、日本の金融システム全体を揺るがすようなインパクトがあるのではないかと思います。

全部時価評価しなさいといっても、本当にそれができるのかということもあり、持ち合い株に対する影響はいろんな意味で大きいと思っています。

**永野：**おっしゃる通りですね。したがって、持ちづらような会計処理にされて

しまつては困るのであれば、なるべく日本から発言をしていかないといけないと思います。

**小粥：**今そういう発言力がだんだんなくなってきているのではないかと危惧しているのですが。

**永野：**少なくとも、米系の金融機関はロビー活動をかなり活発にやっています。ここで日米が力を合わせてということもあるかもしれません。ただ、米国基準は、今回のIFRSの基準以上に、すべての金融商品を時価評価する方向に向かっているようですので、日本はますます厳しい局面におかれていると思っております。

**小粥：**BIS規制の時もそうだったと思うのですが、グローバルなルールに対して、日本の関与は低いような気がします。確かに、米系の金融機関は「こうすべきだ」という制度づくりに積極的に関与しているように思います。

**上野：**一方で、今回の深刻な危機は欧米の金融機関が主導したビジネスを欧米の金融規制当局が適切な規制をしなかったがゆえに悪化したにもかかわらず、金融規制強化の議論が欧米の規制当局を中心になされている、という指摘もあります。しかも当事者以外の金融機関を縛るグローバルな規制にしようとしている、と。

そういったことに関しまして、日本の規制当局ですとか大手金融機関も、日本の金融機関における特殊性を強調した上で、欧米のリスクテイクが盛んな



金融機関に対する規制を同じように当てはめることについて批判的な意見を発信しています。ロビー活動とともに、国際的なメディアに対して、積極的にコミュニケーションをとっていくことも非常に重要であると思います。

また、金融という場に限らず、日本におけるリーダーシップの低下はよく耳にします。それはある意味で経済力と表裏一体ということがいえると思います。バブル崩壊後、日本の金融機関は、グローバルでのプレゼンスが低下しました。そういった状況に鑑みますと、発言力の低下もやむを得ない面があるかとは思いますが、日本の金融業界の実力に見合った発言がなされていないというのも、また事実だと思えます。

今は、欧米を中心にルール作りが議論されています。やはり、いろいろな局面で日本がリーダーシップを取ることの重要性を認識して、そのためのストラテジーを真剣に検討する必要があると思います。

**小粥：**金融機関が、という話ではなく、国レベルで考える必要がありますね。

**上野：**私どもは国際的なアカウンティングファームに身を置いておりますが、その中で日本人が、全世界の拠点の議論をリードするという点に関し難しいものを感じております。

カルチャーが違うといった面もありますが、そういった違いを認識して、国レベルでも、また個人レベルでも、発言権を一層高めるといった意識的な努力が必要なのではないかと思えます。

国レベルといいますかトップダウンにおきましては、日本からの効果的な意見発信ですとかコミュニケーションを行う。ボトムアップではIFRSに基づく会計教育を充実させて人材育成を図る。また、金融機関といった会計基準のステークホルダーが国際的な会計基準の議論を自分のものとして積極的に議論に参加する、ということが必要であると思えます。

国際会計基準審議会から公開草案の発表などが盛んに行われております。これらに対して、日本の金融機関自身が自分のものとして意見発信をする、コメント

レターを出す、といった活動も期待したいです。

**小粥：**あまり今なされていないんですか。

**上野：**協会などを通じてはやっていらっしゃると思えます。

例えば、先ほど出ました株式に関し、公正価値の変動を資本直入する区分が設けられたことは、配当金や売却損益さえ資本直入になるという点で不便な



Sawako Ueno

#### 上野 佐和子 (うえの さわこ)

1996年太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所。日系大手、外資系金融機関の日本基準、米国会計基準、国際会計基準に基づく財務諸表監査や金融機関に対するアドバイザー業務に従事。特に金融商品の時価評価や会計処理を専門的に取り扱っている。2008年より監査法人パートナー。公認会計士、日本証券アナリスト協会検定会員。

面のみが強調されていますが、公開草案そのものを読んでいただければ分かりますように、そもそも株式は全て時価評価、という大原則の中で、少なくとも日本のプラクティスを念頭に置いたルール作りが、国際会計基準において採り入れられたわけです。これは、少なくとも日本からの意見発信が功を奏したといえると思えます。

**永野：**最近はそのような日本の活動も活発になってきているとは思いますが、世界第2位の経済大国として十二分に意見を発信しているかということ、必ずしもそうではないですね。

米系の金融機関は特に、公開草案が出る前から議論に参加して、いろいろ「圧力をかける」というと適切ではないかもしれませんが、活発な意見発信を

しています。日本にもそういうことができる人達がいるので、積極的に意見を述べていってほしいです。

**小粥**：相対的にそういう活動が少ないというのは、認識の問題だと思いますか、それとも言語といった問題なのでしょうか。

**永野**：もちろん言語の問題はかなり大きいと思います。しかし、姿勢が一番重要なのかなという気はします。これは私個人の意見です。

**上野**：マインドセットが欧米と日本とでは違うと感じています。欧米は競争社会で、組織は常に変革するものという考えで成り立っています。組織のトップの役割は、変化を先取りして組織に変革を促す、組織の方向性を定めて引っ張っていくことだと思います。

穏やかなコンセンサ作りを重視する日本社会独特のカルチャーはあらゆる局面で存在し、影響を及ぼしているのではないかと思います。

**小粥**：そうすると、競争力を回復するといっても、結構根深い問題ということでもありますね。要するに、「日本らしさ」といっているものそのものが、国際競争力の中では必ずしも有利に働かないということになりますね。

それを克服する鍵は何だと思いますか。

**上野**：リーダーシップが重要であることを認識することだと思います。

**小粥**：当局のある研究会で、金融機関の国際競争力についての議論がなされた際にも、今、先生方がおっしゃった話が出てました。欧米は、もっと変革を求めて、ドラスチックにリソースの入れ替えを行うのに、日本はボトムアップ的にコンセンサ重視で進めるため、変化に対応できない。異質な人材が会社の中に入ってきた時に、その差別化できる能力をうまく生かしきれない、といった話です。

例を挙げれば、ITをうまく使おうと思ったら、ITの得意な人材を金融機関の中でうまく処遇すべきである。けれども、日本では、まずは営業を経験させて、というステップが入る。そういった日本的な人事慣行が、結局競争力に負の作用をしてしまっているのではないかと、ということです。

明治維新を推進した元勳の方々が、それまでの「日本的なもの」を乗り越えたことを考えれば、それこそ100年に1度の変革の時だという認識さえあれば、克服できるのかもしれない。

本日は、ありがとうございました。

(文中敬称略)

1) 会計上は「公正価値評価」と表現されることが一般的であるが、ここでは、馴染みの多い「時価評価」という表現に統一することにした。

Yasuki Okai



**小粥 泰樹** (おかい やすき)

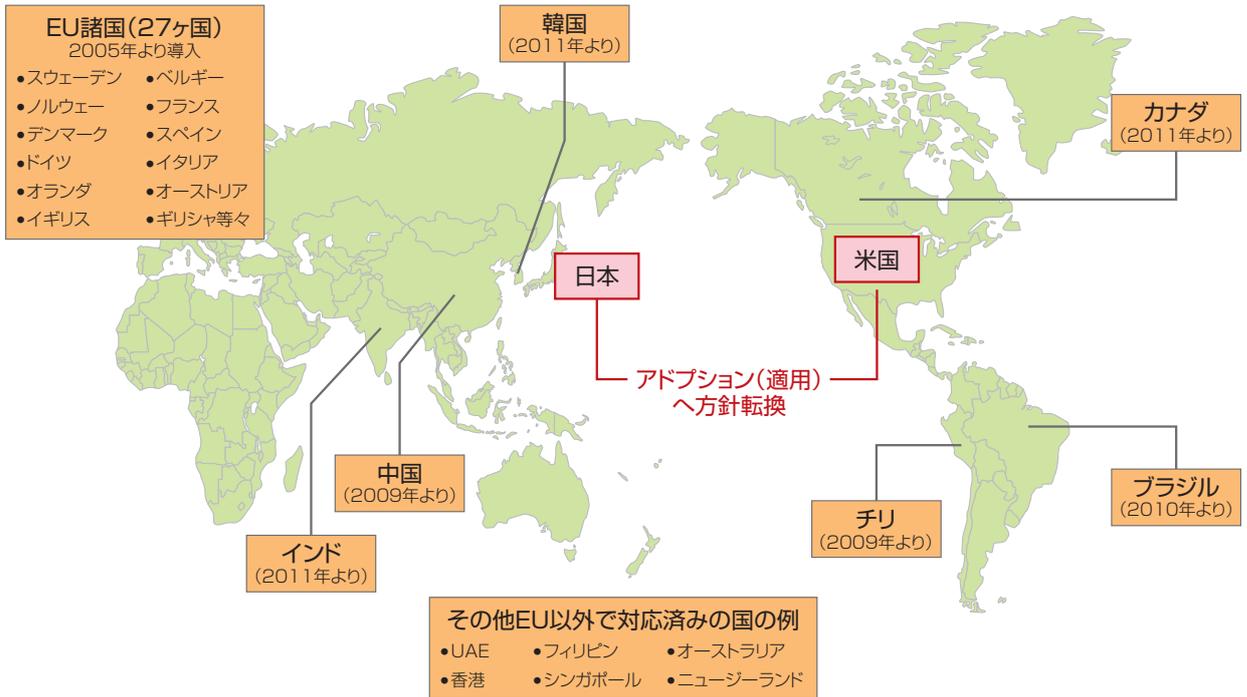
1988年野村総合研究所入社。システムサイエンス部に配属となり、金融商品評価手法開発、金融機関向け有価証券運用提案などに従事。1993年6月よりNRIヨーロッパに赴任しリスク管理のフレームワーク構築に従事。2002年4月金融ナレッジ研究部長を経て、2005年4月から現職。日本証券アナリスト協会検定会員。

ます。欧米では、それが明確に意識されているという面があります。日本流の穏やかなコンセンサ作りは欧米のカルチャーにないといえます。

**小粥**：日本人は、隣の人々がどう考えるかを常に意識していますよね。

**上野**：国際的なルール作りの場におきましてはそういった戦略は通用しない面が多分にあります。

## 主要国のIFRS利用状況



(出所) 各種資料より野村総合研究所作成

## IFRS適用に向けた日米のロードマップ

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
<b>日本</b>	2009年2月、「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)(案)」を公表、コンバージェンス(収斂)からアドプション(適用)への転換姿勢を表明(6月に中間報告)	一定の要件を満たす企業に任意適用を容認(2010年3月期より)		IFRS強制適用の可否について判断	(強制適用の場合) →	(強制適用の場合) →	(早ければ)強制適用開始	
<b>米国</b>	2008年11月、SECより、「IFRSによる財務諸表申請も受理する」旨が公表(コンバージェンスからアドプションへの転換)	一定の要件を満たす企業に任意適用を容認(2009年12月期より)	IFRS強制適用の可否について判断	(強制適用の場合) →	(強制適用の場合) →	大規模会社への強制適用	中規模会社への強制適用	小規模会社への強制適用

(出所) 各種資料より野村総合研究所作成

## IFRS対応における2つの手法

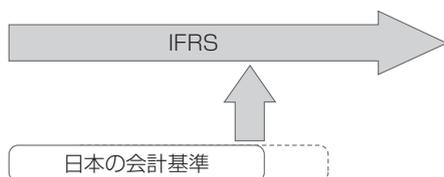
### A コンバージェンス(収斂)

- IFRSと同等の会計基準を目指し、漸進的に会計基準を近づけていく(自国の会計基準は残る)。
- 日本は、2010年3月期の工事進行基準採用・預貸を含む金融商品時価開示、2011年3月期のセグメント情報開示方式変更等、従来コンバージェンスを図っていたが、本年2月の金融庁文書を以って、アドプション(適用)を想定したマイルストーンを定めたことになる。



### B アドプション(適用)

- IFRSをそのまま自国基準として採用(適用)する(自国の従来の会計基準はなくなる)。



(出所) 各種資料より野村総合研究所作成

## IFRSと日本の会計基準との違い

### ●原則主義

細則が定められておらず、開示の濃淡・重要性は自身で判断する必要がある。

### ●バランスシート・アプローチ

「B/Sが主、P/Lは副」の位置付け(日本は逆)。利益を資産・負債の増減額から定義。

### ●公正価値重視

負債等も含め、公正価値評価の適用範囲が拡大。

### ●実質重視・連結重視

連結対象は、「実質的な支配力」で判断。在外子会社も含めて、会計処理を統一させる必要がある。

### ●その他、マネジメント・アプローチ<sup>※</sup>、過去遡及等々

<sup>※</sup>マネジメント・アプローチとは、開示するセグメント情報を、実際の経営判断に用いる単位と一致させようという考え方  
(出所) 各種資料より野村総合研究所作成